



総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

令和元年6月25日
沖縄行政評価事務所
(所長：城間 盛孝)

支給漏れとなっていた生活保護費が 全額支給されました！

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する措置結果—

総務省沖縄行政評価事務所は、支給漏れの生活保護費の遡及支給についての行政相談を受け、民間の有識者から構成する行政苦情救済推進会議（座長：渡名喜庸安 琉球大学理事）に諮り、「行政の事務処理ミスによる支給漏れであるため、一般市民感覚としては、3か月を超えて遡及しないとする宮古島市の判断は疑問である。宮古島市は、全額遡及する方向で厚生労働省と対応を協議する必要がある。」などの意見を踏まえて、平成30年3月6日、宮古島市に対し改善に向けたあっせんをしました。

この度、宮古島市からあっせんに対する回答があり、同市は、支給漏れに至った経緯に鑑み、全額支給することとし、当事務所では当該措置が行われたことを確認しました。

1 行政相談の要旨

私は、生活保護を受けているが、市の担当者から、沖縄本島の高校に進学した子供の生活保護費について 支給漏れがあった2年5か月分のうち、3か月分については遡及して支給するが、それ以上遡って支給することは困難であると言われた。市のミスで発生した支給漏れであるのに、遡って全額支給されないことに納得がいかない。



2 あっせんの要旨

宮古島市は、相談者が本来最低限度の生活を保障されるため支給されるべき生活保護費を確保する観点から、厚生労働省と協議するなどにより、支給漏れがある生活保護費の全額遡及支給に向けた対応を検討する必要がある。



3 あっせんに対する措置結果

宮古島市では、当事務所のあっせんを受け、支給漏れに至った経緯に鑑み、遡及して支給できないとしていた2年2か月分について支給することを決定し、平成31年3月15日付けで支給を行った。

その後、当事務所では、相談者に支給漏れのあった残りの2年2か月分が支給されたことを確認した。

(注) 行政苦情救済推進会議とは

総務省沖縄行政評価事務所管内で受け付ける行政に関する苦情事案の中には、複数の行政機関にまたがるものや解決が難しいものなど、民間の有識者の意見を聞いて解決した方が良いと考えられる苦情事案もあります。

そのような事案について、沖縄行政評価事務所では行政苦情救済推進会議に付議し、同会議の意見を聴き、相談の解決を促進しています。

(行政苦情救済推進会議の構成員(平成31年3月1日現在))

渡名喜 庸安 (座長)	琉球大学理事 (副学長)
名城 知二郎	(株)琉球新報社論説委員長
古波鮫 勝美	沖縄行政相談委員協議会会長
備瀬 ヒロ子	(株)都市科学政策研究所取締役・顧問
宮國 英男	弁護士 (元沖縄弁護士会会長)
山城 勝	(一社)沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】

総務省沖縄行政評価事務所

担当：主任行政相談官 田中

行政相談官 山内

電話：098-866-0145 (代表)